

令和 6 年

第 6 回日向市議会(定例会)議案

1 1 月 2 9 日

日 向 市

も く ろ く

報告第11号	専決処分の承認について……………	1
議案第89号	日向市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	2
議案第90号	日向市退職金条例等を廃止する条例……………	11
議案第91号	日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例の一部を改正する条例……………	12
議案第92号	日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	15
議案第93号	日向市東郷診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	16
議案第94号	日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	17
議案第95号	日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例を廃止する条例……………	23
議案第96号	日向市都市公園条例の一部を改正する条例……………	24
議案第97号	財産の取得について（追認）……………	27
議案第98号	財産の取得について（追認）……………	28
議案第99号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	29
議案第100号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	30
議案第101号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	31
議案第102号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	32
議案第103号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	33
議案第104号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	34
議案第105号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	35
議案第106号	工事請負契約の変更について……………	36
議案第107号	工事請負契約の変更について……………	37
議案第108号	令和6年度日向市一般会計補正予算（第7号）……………	別冊
議案第109号	令和6年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第110号	令和6年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）……………	別冊
議案第111号	令和6年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊

専決処分の承認について

令和6年度日向市一般会計補正予算（第6号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(日向市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 日向市職員の退職手当に関する条例(昭和38年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当) 第10条 [略] 2～10 [略] 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) [略] (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) [略] 12・13 [略] 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給が<u>あつた</u>ときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u>	(失業者の退職手当) 第10条 [略] 2～10 [略] 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) [略] (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) [略] 12・13 [略] 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給が<u>あつた</u>ときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定に</u>

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由とな

る退職手当の支給があつたものとみなす。

15～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由と

つた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の

なつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の

額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [略]

附 則

1～16 [略]

17 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用

額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [略]

附 則

1～16 [略]

17 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用

については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

18～26 [略]

については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

18～26 [略]

（日向市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 日向市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年日向市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（退職報償金支給の制限）	（退職報償金支給の制限）
第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。
（1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者	（1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者

(2)～(5) [略]

(2)～(5) [略]

(日向市消防団条例の一部改正)

第3条 日向市消防団条例（昭和41年日向市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>850名</u> とする。 (欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略]	(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>850人</u> とする。 (欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略]

(日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当の支給の制限) 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者に <u>あつては</u> 、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの	(期末手当の支給の制限) 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者に <u>あつては</u> 、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

の

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) [略]

4～6 [略]

（日向市の環境と自然を守る条例の一部改正）

第5条 日向市の環境と自然を守る条例（平成15年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6章 罰則 第51条 第40条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第52条 第23条第2項又は第28条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第51条 第40条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第52条 第23条第2項又は第28条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。

（日向市個人情報保護法施行条例の一部改正）

第6条 日向市個人情報保護法施行条例（令和4年日向市条例第40号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （経過措置） 第2条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） [略] 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行の前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報をこの条例の施行の後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で	附 則 （経過措置） 第2条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） [略] 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行の前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報をこの条例の施行の後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条による改正後の日向市職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号及び第14項並びに附則第17条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条による改正後の日向市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第1号及び同条第5項第2号の規定並びに第4条による改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例第21条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき、起訴をされた者とみなす。

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市退職金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 日向市退職金条例（昭和28年日向市条例第8号）
- (2) 昭和23年6月30日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和32年日向市条例第9号）
- (3) 昭和28年12月31日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和32年日向市条例第11号）
- (4) 昭和28年12月31日以前に給付事由が発生した退職年金の年額及び昭和29年1月1日以後に給付事由が発生した退職年金の年額の改定に関する条例（昭和38年日向市条例第7号）
- (5) 昭和35年3月31日以前に給付事由の生じた退職年金の年額及び昭和35年4月1日以後に給付事由が生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和41年日向市条例第3号）
- (6) 昭和23年6月30日以前に給付事由の生じた退職年金の年額の改定の特例に関する条例（昭和42年日向市条例第10号）
- (7) 昭和35年3月31日以前に給付事由の生じた退職年金の年額及び昭和35年4月1日以後に給付事由が生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和43年日向市条例第3号）
- (8) 昭和35年3月31日以前に給付事由の生じた退職年金の年額及び昭和35年4月1日以後に給付事由が生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和44年日向市条例第8号）
- (9) 日向市退職年金の年額の改定に関する条例（昭和45年日向市条例第8号）
- (10) 日向市退職年金の年額の改定に関する条例（昭和46年日向市条例第4号）
- (11) 昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例（昭和48年日向市条例第35号）
- (12) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年日向市条例第2号）
- (13) 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする条例（平成元年日向市条例第1号）
- (14) 平成元年4月分から同年7月分までの退職年金に係る扶助料の加算の年額等の特例に関する条例（平成2年日向市条例第11号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

日向市長 西 村 賢

日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例（平成26年日向市条例第70号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員に関する基準） 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （1）・（2） [略] （3） 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人	（職員に関する基準） 第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>日向市地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u> （1）・（2） [略] （3） 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの</u>

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから

間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、日向市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると日向市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項</u> 第1号から第3号までに掲げる者のうちか

	1 人又は 2 人		ら 1 人又は 2 人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人
（運営等に関する基準）		（運営等に関する基準）	
第 3 条 〔略〕		第 3 条 〔略〕	
2 地域包括支援センターは、 <u>地域包括支援センター運営協議会</u> の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。		2 地域包括支援センターは、 <u>日向市地域包括支援センター運営協議会</u> の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例（平成26年日向市条例第70号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>地域包括支援センター運営協議会</u>をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（日向市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準を定める条例（平成26年日向市条例第70号）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>日向市地域包括支援センター運営協議会</u>をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市東郷診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日向市東郷診療所設置及び管理条例（令和 3 年日向市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料等の<u>減免</u>) 第 7 条 市長は、<u>災害その他特別な事情により、使用料等を納付することが困難であると認められる者については、これを免除し、若しくは減額し、又はその徴収を猶予することができる。</u>	(使用料等の<u>減免等</u>) 第 7 条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、別に定めるところにより使用料等を免除し、若しくは減額し、又はその徴収を猶予（以下「減免等」という。）することができる。</u> <u>(1) 災害により、使用料等を納付することが困難であると認められる者</u> <u>(2) 使用料等を納付する資力がないと認められる者</u> <u>(3) その他市長が減免等をすることが適当と認める者</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた診療に係る使用料等の減免等の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日向市道路占用料徴収条例（昭和37年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>620円</u>
	第2種電柱		<u>970円</u>		第2種電柱		<u>950円</u>
	第3種電柱		[略]		第3種電柱		[略]
	第1種電話柱		<u>560円</u>		第1種電話柱		<u>550円</u>
	第2種電話柱		<u>900円</u>		第2種電話柱		<u>880円</u>
	第3種電話柱		[略]		第3種電話柱		[略]
	その他の柱類		<u>56円</u>		その他の柱類		<u>55円</u>
	[略]				[略]		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>550円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>540円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>340円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>330円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	[略]		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	[略]
	郵便差出箱		<u>470円</u>		郵便差出箱		<u>460円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>830円</u>

	[略]			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		<u>24円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>34円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>51円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>68円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>100円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>240円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>340円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>680円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自	地下に設けるもの その他のもの	[略] [略]

	[略]			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		<u>23円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>33円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>50円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>66円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>99円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>130円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>230円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>330円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>660円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自	地下に設けるもの その他のもの	[略] [略]

		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>900円</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>560円</u>
			地下に設けるもの		<u>340円</u>
		その他のもの			[略]
		法第32条第1項第4号に掲げる施設			[略]
		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
			地下室階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>880円</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>550円</u>
			地下に設けるもの		<u>330円</u>
		その他のもの			[略]
		法第32条第1項第4号に掲げる施設			[略]
		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
			地下室階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額

設			もの	得た額
			階数が3以上のもの	
			Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			450円
	地下に設ける通路			270円
	その他のもの			[略]
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		90円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	標識		1本につき1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	90円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	その面積1平方メートルにつき1日	9円

設			もの	得た額
			階数が3以上のもの	
			Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			420円
	地下に設ける通路			250円
	その他のもの			[略]
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		8円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		83円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830円
	標識		1本につき1年	880円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円
		その他のもの	1本につき1月	83円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	その面積1平方メートルにつき1日	8円

	るものを除く。)	けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円
		その他のもの		450円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	[略]	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			[略]
	その他のもの			Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額

	るものを除く。)	けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830円
		その他のもの		420円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	[略]	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	83円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			[略]
	その他のもの			Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額

る施設及び 自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.013を乗じて 得た額	る施設及び 自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.014を乗じて 得た額
令第7条第 11号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の 路面下に設けるもの	[略]	令第7条第 11号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の 路面下に設けるもの	[略]
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて 得た額		上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて 得た額		その他のもの	Aに0.031を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて 得た額
備考 1～5 [略]			備考 1～5 [略]		

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の日向市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以降の許可に係る占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

令和6年11月29日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例を廃止する条例

日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日提出

日向市長 西 村 賢

日向市都市公園条例の一部を改正する条例

日向市都市公園条例（昭和52年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(有料公園施設)

第11条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。

公園名	有料公園施設の種別及び名称
お倉ヶ浜総合公園	運動広場夜間照明施設 <u>野球場夜間照明施設</u>
	[略]
[略]	

別表第2（第11条の6 関係）

1 照明施設（1 施設につき）

区分	時間	料金	摘要
[略]			
野球場	最初の1時間まで	7,700円	1 1施設とは、照明塔6
	最初の1時間を超え30分ご	3,850円	基をいう。
	とに		2 照明施設を利用する時間、午後10時までとする。
[略]			

改正後

(有料公園施設)

第11条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。

公園名	有料公園施設の種別及び名称
お倉ヶ浜総合公園	運動広場夜間照明施設
	[略]
	<u>投球練習場</u>
[略]	

別表第2（第11条の6 関係）

1 照明施設（1 施設につき）

区分	時間	料金	摘要
[略]			

2 野球場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮	夜間
児童生徒	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円	1,370円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円	2,750円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円	5,500円

3～6 [略]

7 野球場、運動広場及び陸上競技場附属設備

種別	放送設備			スコアボード	シャワー	会議室	審判用具	陸上競技用具
単位	午前	午後	夜間	1 試合	[略]			
金額	1,320円	1,320円	1,320円	550円				
[略]								

8～10 [略]

2 野球場

区分	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				
	午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	薄暮
児童生徒	5,500円	5,500円	11,000円	440円	1,370円	1,650円	2,750円	440円
一般	11,000円	11,000円	22,000円	880円	2,750円	3,300円	5,500円	880円
職業	入場料収入総額の100分の3相当額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、最低額を44,000円とする。			1,760円	5,500円	6,600円	11,000円	1,760円

3～6 [略]

7 野球場、運動広場及び陸上競技場附属設備

種別	放送設備		スコア ボード (<u>ボー</u> ド式)	スコア ボード (<u>電光</u> 式)	シャワ ー	会議室	審判用 具	陸上競 技用具
単位	午前	午後	1 試合	<u>1 試合</u>	[略]			
金額	1,320円	1,320円	550円	<u>770円</u>				
[略]								

8～10 [略]

11 投球練習場

区分	1時間当たり	開場時間
児童生徒	220円	午前8時30分から午後

11 備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第9項の表まで	第11項の表
[略]		
児童生徒	[略]	
[略]		

(2) [略]

附 則

- この条例は、令和7年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の別表第2の第1項、第2項、第7項及び第11項の表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

一般	440円	9時30分まで
職業	1,650円	

12 備考

(1) この表における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	第2項の表から第8項の表まで	第10項の表	第11項の表
[略]			
児童生徒	[略]		
一般	児童生徒及び職業以外の者		
[略]			

(2) [略]

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

財産の取得について（追認）

次に掲げる財産の取得について、議会の議決（追認）を求める。

- 1 取得する財産 小学校用指導書及びデジタル教科書
- 2 財産の概要 小学校用指導書等（冊子及びデジタル教科書）1,035冊
- 3 取得の目的 令和6年度における日向市立小学校用指導書等を当該教師に貸与するため
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 契約日 令和6年4月18日
- 6 取得価格 22,913,770円
(内、消費税及び地方消費税の額 2,083,070円)
- 7 支払方法 納入後一括払
- 8 取得の相手方 日向市江良町4丁目89番地1
有限会社 柏田書店
取締役 柏田 泰彦

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

財産の取得について（追認）

次に掲げる財産の取得について、議会の議決（追認）を求める。

- 1 取得する財産 庁内端末用オフィスソフトJ U S T G o v e r n m e n t 4
- 2 財産の概要 ライセンス証書及びインストール用メディア 980ライセンス
- 3 取得の目的 庁内端末用オフィスソフトとしてインストールするため
- 4 取得の方法 指名競争入札
- 5 契約日 令和3年5月14日
- 6 取得価格 21,780,000円
(内、消費税及び地方消費税の額 1,980,000円)
- 7 支払方法 納入後一括払
- 8 取得の相手方 日向市原町2丁目47番地
リコージャパン 株式会社
宮崎支社宮崎営業部
部長 竹本 龍展

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

日向市体育センター

日向市武道館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 宮崎市生目台西3丁目4番地2

団体名 株式会社 文化コーポレーション

代表者 代表取締役 齊藤 総一郎

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年9月30日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

お倉ヶ浜総合公園

大王谷運動公園

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字日知屋682番地200

団体名 宮崎県造園協会

代表者 会長 黒木 絹子

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年9月30日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

若山牧水記念文学館

若山牧水生家

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市東郷町坪谷1271番地

団体名 日向若山牧水顕彰会

代表者 会長 那須 文美

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

日向市石並川キャンプ場

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	宮崎市生目台西3丁目4番地2
団体名	株式会社 文化コーポレーション
代表者	代表取締役 齊藤 総一郎

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

日向市日向岬グリーンパーク

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字日知屋682番地200

団体名 宮崎県造園協会

代表者 会長 黒木 絹子

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

日向市農村交流館

塩見農村公園

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字塩見14273番地4

団体名 塩見まちづくり協議会

代表者 会長 松木 親則

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

日向市畜産資源リサイクルセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字塩見11974番地1
団体名 株式会社 JAファームひゅうが
代表者 代表取締役 海野 真吾

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

工事請負契約の変更について

令和5年第4回（9月）定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

- 1 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟 建築主体工事
- 2 変更前契約金額 637,780,000円
- 3 変更後契約金額 676,716,700円
- 4 変更による増額分 38,936,700円
- 5 契約の相手方 内山・協栄 特定建設工事共同企業体

代 表 者 日向市大字富高93-1
株式会社 内山建設
代表取締役 内山 雅仁

その他の 日向市浜町3-108
構 成 員 株式会社 協栄
代表取締役 黒木 勇志

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢

工事請負契約の変更について

令和5年第4回（9月）定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

- 1 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟等 電気設備工事
- 2 変更前契約金額 275,561,000円
- 3 変更後契約金額 278,285,700円
- 4 変更による増額分 2,724,700円
- 5 契約の相手方 イワハラ・和田 特定建設工事共同企業体

代 表 者 日向市大字塩見876-8
株式会社 イワハラ 日向支店
支店長 黒木 卓也

その他の 日向市大字日知屋字木原16308番地1
構 成 員 有限会社 和田電工社
代表取締役 和田 均

令和6年11月29日 提出

日向市長 西 村 賢